

## [ 事案 20-23 ] がん給付金請求

- ・ 平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・ 平成 21 年 3 月 11 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

がん保険の「待ち期間(契約後 3 カ月)」について説明があれば、他社契約は解約しなかったものであり、説明がなかったのだから、他社がん保険を解約しなかった場合に受領出来た給付金額を支払って欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

従来から他の保険会社のがん保険に加入していたが、本件保険会社の営業担当者からがん保険の加入を勧められたので、平成 19 年 6 月に他社のがん保険を解約し、その 5 日後に本件保険会社のがん保険に契約申込み(告知)を行った。

その後、同年 8 月に医師から食道がんと診断され 5 日間入院し手術を行い、退院後、給付金を請求したところ、同時期に加入した医療保険からは支払われたが、がん保険は契約後 3 ヶ月経過していないため無効となり、給付金は不支払いとなった。

営業担当者から、勧誘時に「契約して 3 か月以内に悪性新生物の診断確定がなされた時には給付金が支払われない」旨の説明がなかったため、他社のがん保険を解約した。保険会社は、契約の際に説明義務を怠ったのだから、他社の契約を解約しなかった場合に受領出来たはずの金額を支払って欲しい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、当社および営業担当者の行為に違法な点はなく、申立人の他社がん保険給付金相当額の支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 他社のがん保険の解約は、申立人の独自の判断によって行われたものであり、当社ないし営業担当者は同保険の解約をいっさい教唆・勧奨していない。それどころか、営業担当者は、他社がん保険の存在を尊重し、当社がん保険の提案を取りやめ、がん以外の保障をカバーする医療保険の提案を行った。
- (2) 申立人が当社がん保険に申し込んだ際、責任開始日に関する説明を口頭・書面(パンフレット、ご契約のしおり、注意喚起情報)にて行っている。
- (3) 申立人は、他社がん保険を解約する前の時点で、営業担当者が責任開始日に関する説明を行わなかったことをも問題視するようだが、(他社がん保険の加入を理由に)保険商品の提案の途中で加入意思が無いことを明確にした顧客に対して、引き続き責任開始日等に関する詳細な説明を継続することは現実的ではなく、またそのような説明を負う義務もない。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類、資料等にもとづき審理した結果、下記のとおり、保険会社には不法行為の事実が認められず、申立人の請求には理由がないものと認め、生命保険相談所規程第 40 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 契約者が保険契約の適否等を判断するために必要な重要事項の説明義務は、全ての段階において課せられているのではなく、一般的に契約の根幹に係わると判断される事項を除き、契約申込みまでに行えば良いと解するべきである。従って、勧誘

段階において、重要事項の説明が尽くされていなかったとしても、それをもって直ちに説明義務違反になるとは言えない。

- (2) 保障が開始するまで3カ月の期間(「待ち期間」)が存在することの有無により、契約の意思決定に重大な影響を与えるものではないので、契約の根幹に関わる事項ではなく、通常、勧誘時の途中における当該事実の不告知をもって説明義務違反であると判断することは困難である。
- (3) 本件では、募集時のパンフレットにはガンの場合の保障内容を詳細に記載したページに、「がん保険の保障は、契約日からすぐには始まりませんのでご注意ください。保障が始まるまで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。」との記載があり、契約をしようとする者に「待ち期間」の概略を説明した文章があり、何らの誤解を生じないように配慮されている。たとえ口頭での説明がないとしても、勧誘段階における説明としては十分である。
- (4) 申立人の主張を見ても、保険会社の営業担当者が、他社のがん保険の解約を勧めた事実は何えず、申立人が独自の判断によって解約したものと認められる。どのような保険契約をするか、あるいは終了させるかは、本来契約者自身の判断と責任においてなされるべきであり、解約によってたまたま生じた不利益の責任を他に転嫁することは許されない。